

政策企画部

総務企画委員会

【所管関係資料】

9月8日提出

令和 8 年第 2 回定例会（9 月議会）所管事項審査関係資料

令和 8 年 9 月 8 日
政 策 企 画 部

【所管事項】

マーケティング戦略課 高 等 教 育 振 興 課	秋田県ブランド確立事業について	・ ・ ・ ・ ・ 3
	公立大学法人秋田県立大学の令和 7 年度決算による積立金等の 使途計画について	・ ・ ・ ・ ・ 1 0
	公立大学法人国際教養大学の令和 7 年度決算による積立金等の 使途計画について	・ ・ ・ ・ ・ 1 2

秋田県ブランド確立事業について

マーケティング戦略課

ブランディング戦略の策定に向けて、県内外からみた秋田県のイメージや認知度、本県の魅力等を定量的及び定性的に把握するため、調査を実施した。

1 調査の概要

① 定量調査

- ・ 調査方法 ウェブアンケート
- ・ 調査分析期間 6月下旬～9月
- ・ 対象者等 県内居住者（20～69歳） 有効回答数 1,032件
首都圏・関西圏在住者（20～69歳） 有効回答数 2,392件
※首都圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）、関西圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）
- ・ 主な調査項目 既存ブランドの認知度・共感度等、秋田県のイメージ、秋田県の魅力度・推奨度
個別意向（観光意向、購買意向、移住意向）、情報接触経路 等

② 定性調査

- ・ 開催時期 7月～8月

対象者	回数	参加者数	調査方法	備考
高校・大学生等	2回	28人	グラフィックレコーディング	県庁インターンシップ等
地域（事業者等）	3回	26人	グラフィックレコーディング	県北・県央・県南（各1回） 観光従事者、農林漁業従事者、地域デザイン事業者、県外出身者、市町村職員等
	1回	17人	インタビュー形式	秋田市（商工団体、金融機関等）
県庁若手職員	3回	35人	インタビュー形式	

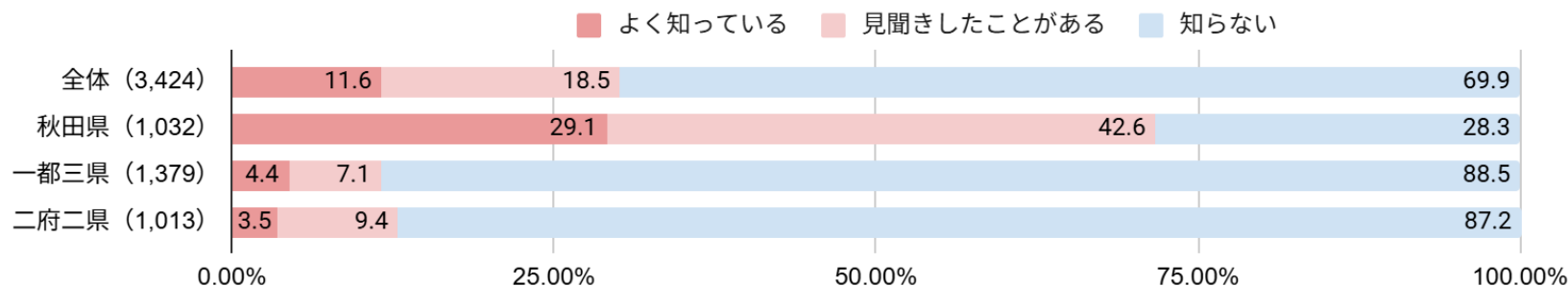
2 主な調査結果

(1) 定量調査

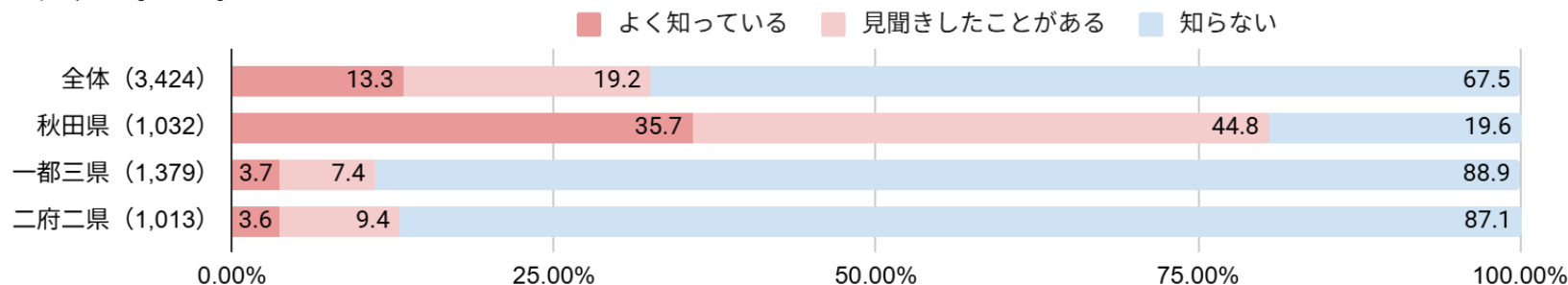
①現在のブランドメッセージ・ロゴについて

ブランドメッセージ・ロゴの認知率は、県内では7～8割超である一方、県外では1割台と低くなっている。（※以下のグラフの一都三県は首都圏、二府二県は関西圏）

■ブランドメッセージ



■ブランドロゴ



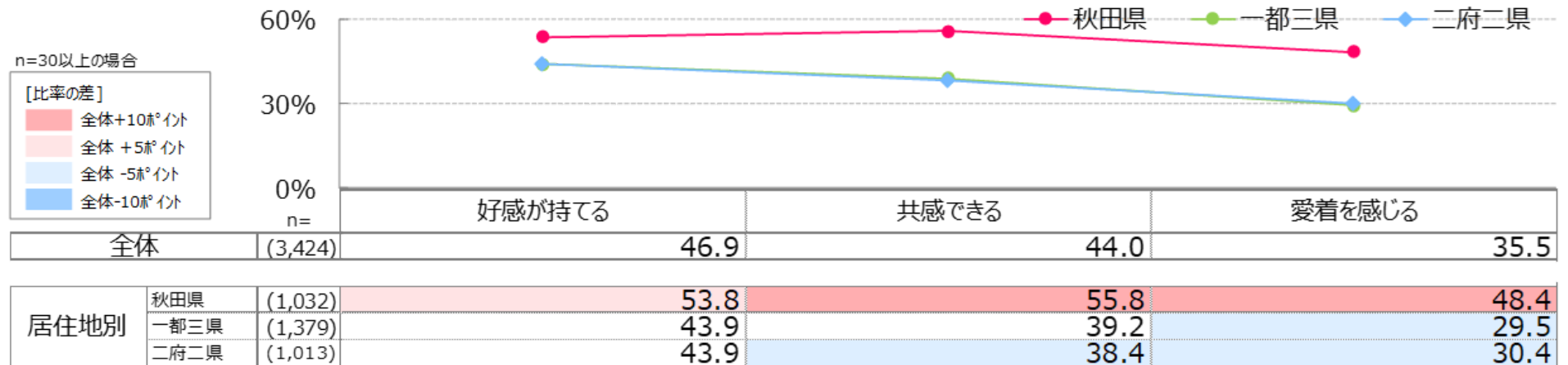
※現在のブランドとは



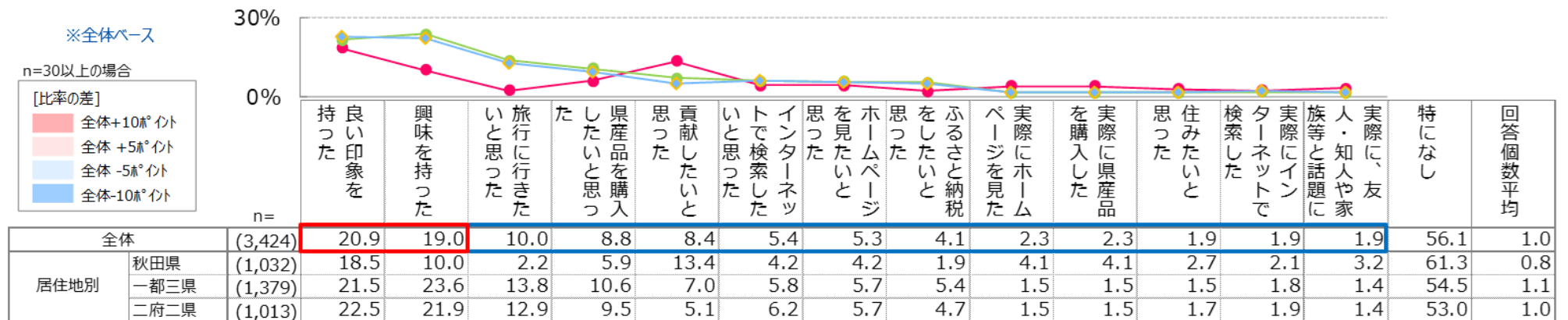
②現在のブランドメッセージ・ロゴによる態度変容

ブランドメッセージ・ロゴの好感／共感／愛着度は、全体として5割未満であり、特に愛着度が低い。また、ブランドメッセージ・ロゴを見て気持ちが変わったかについて、「良い印象を持った」

「興味を持った」は2割程度と態度変容への影響は小さく、その他行動変容につながる項目についても1割未満程度となっている。



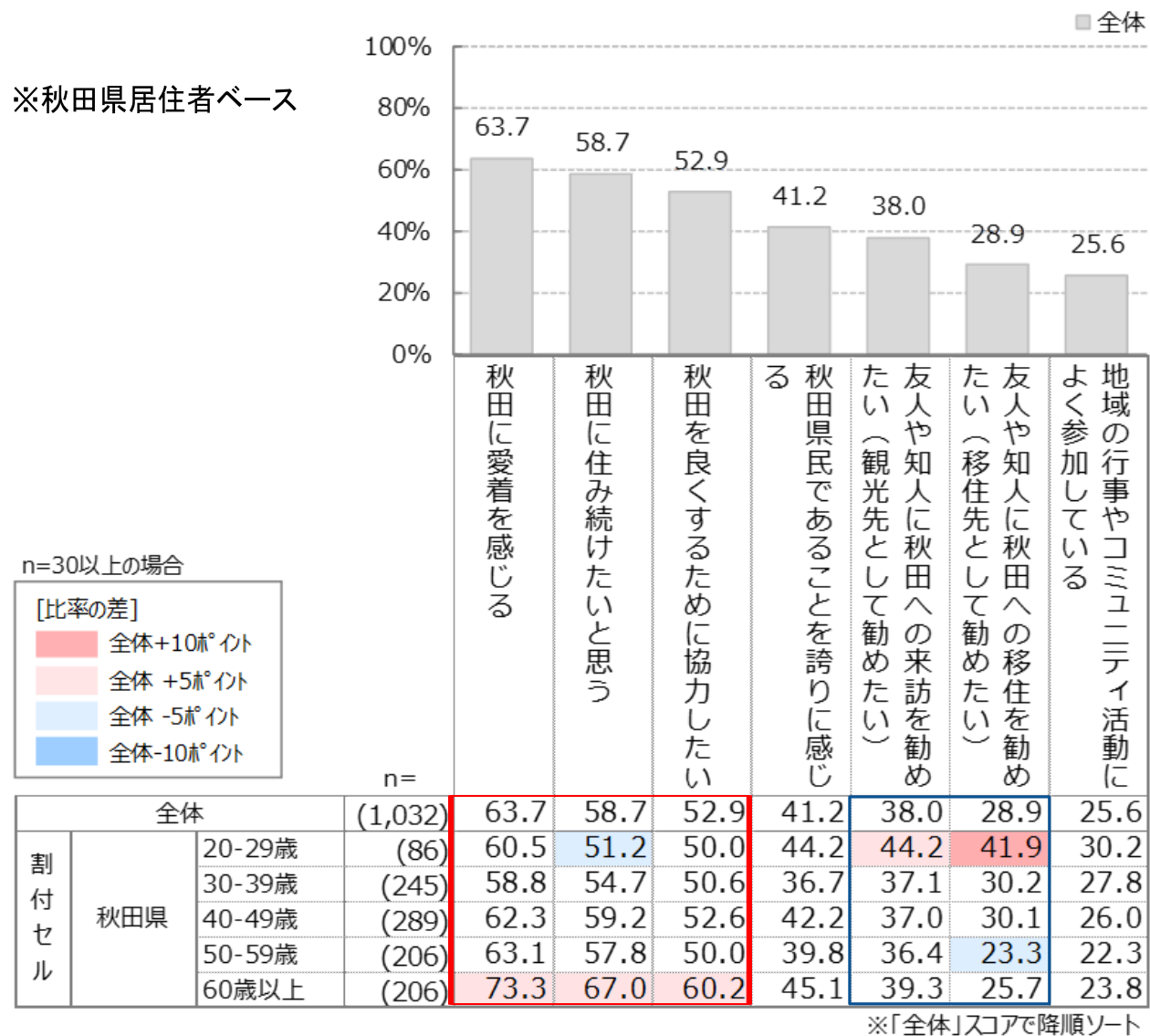
※「全体」スコアで降順ソート



※「全体」スコアで降順ソート

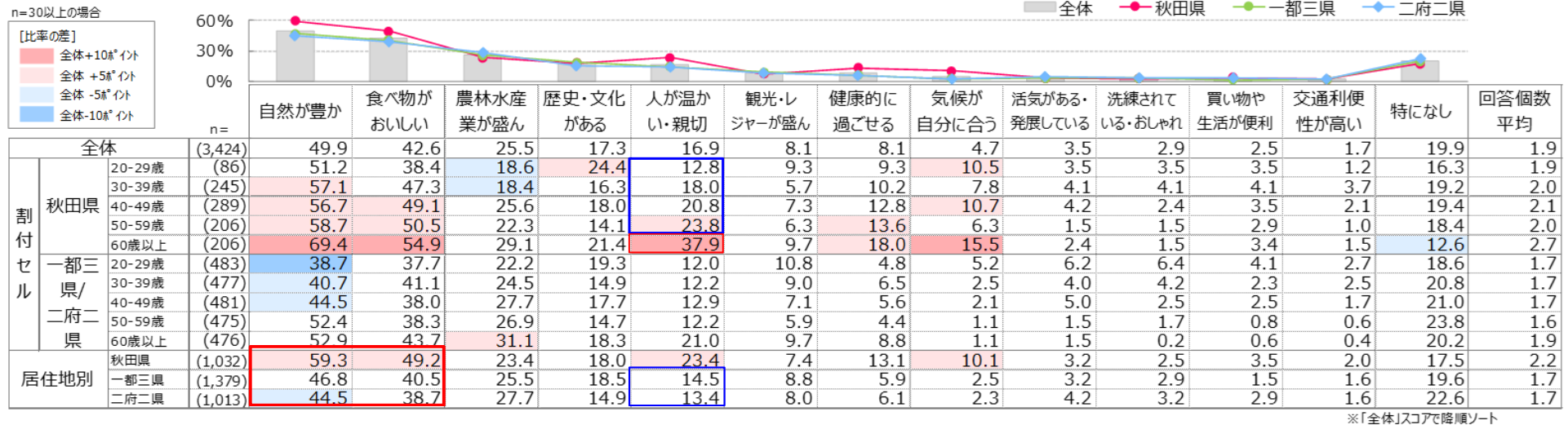
③県民の秋田県に対する意識

「秋田県居住者」の「愛着を感じる」「住み続けたい」「良くするために協力したい」意向は各年代高く、県民が地域を大切に思う気持ちが見られる一方、「秋田を他者に勧めたい」意向は低い傾向。

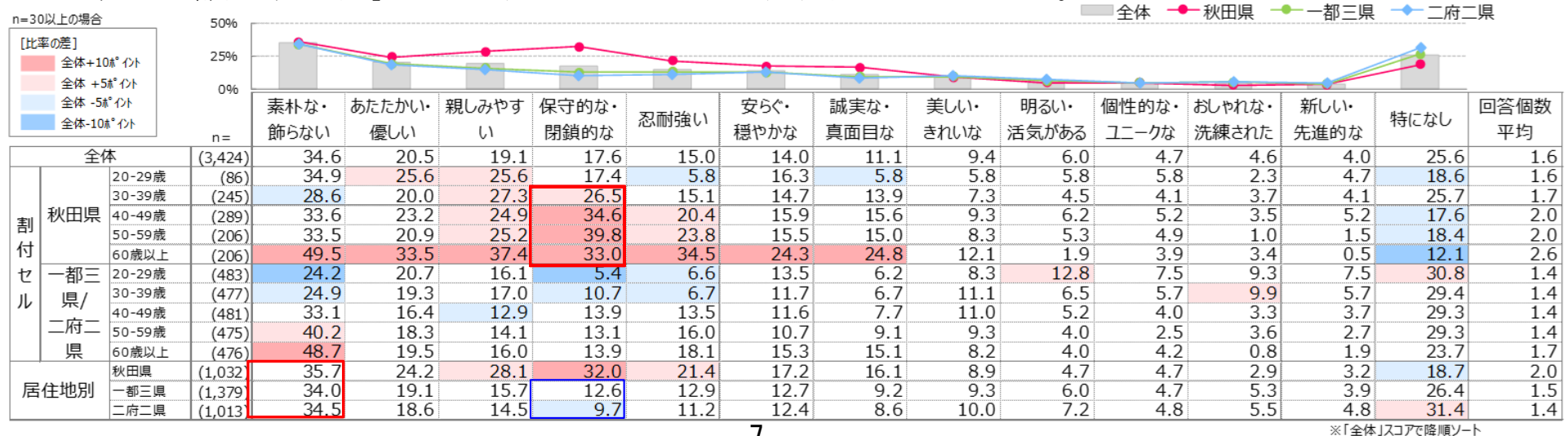


④秋田県のイメージ

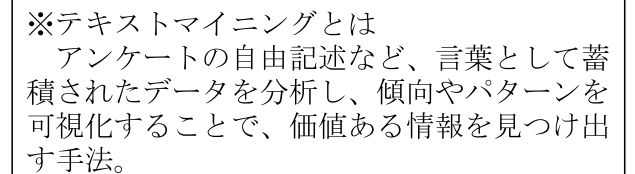
「秋田県/首都圏/関西圏居住者」とともに「自然が豊か」「食べ物がおいしい」というイメージを持っている。また、「秋田県居住者」のうち、特に「60代以上」では「人が温かい・親切」というイメージが多く見られる一方、「50代以下の秋田県居住者」や「首都圏/関西圏」では同様のイメージは1～2割程度となっている。



「秋田県/首都圏/関西圏居住者」とともに「素朴な・飾らない」というイメージを持っている。また、「30代以上の秋田県居住者」では「保守的な・閉鎖的な」というイメージが多く見られる一方、「首都圏/関西圏」では同様のイメージは1割程度となっている。



「秋田県居住者」からは「PR不足/もっとアピールすべき」という声が多くみられた。一方、「首都圏/関西圏居住者」からは「アクセスが悪い」イメージを持たれているほか、そもそも具体的なイメージが不足している可能性がある。



-8-

(2) 定性調査（主な意見）

①なぜ「秋田には何もない」というネガティブな意識が根強く残っているのか。

- ・ 地元にいると、秋田の良さになかなか気づけない。都会に出て初めてその価値に気づく。
- ・ チェーン店や大手企業の不在、距離による移動の制約が「何もない」と感じさせる。
- ・ 周囲の大人たちが挨拶代わりに「何もない」と言うのを聞いて育ち、刷り込まれている。
- ・ 自慢や宣伝を恥とする「謙遜を美德とする文化」がある。ちょっと自信がない県民性。
- ・ 高校生までは車や免許がなく移動範囲が狭いため、地域の魅力にアクセスする機会がない。

②「秋田に愛着がある」と感じる県民が多い一方で、県外の方の来訪や移住への推奨に繋がっていないのはなぜか。

- ・雪の多さ、暗さ、車社会の不便さを身をもって知っているため、県外の人に「無責任に勧められない」という真面目な心理が働く。おもてなしの責任感が強い。
 - ・他地域へのコンプレックスから自信を持って勧められない。また、仕事不足や給料の低さ、よそ者を簡単には受け入れない閉鎖的な雰囲気に移住を阻んでいる。
 - ・車必須の秋田をお勧めすることに責任が持てない。
- 

③「秋田のここが良い」「知って欲しいこと・もの」は何か。

- ・世話を焼いてくれる人の温かさ。
- ・人混みによるストレスがなく、静かで穏やかな時間が流れる。
- ・星空や、海や山など、豊かな景観が日常に隣接している。
- ・普段の水道水、空気、お米のレベルが際立って高い。
- ・ふらっと入った飲食店でも絶対に外れがないほど、全体の食のレベルが非常に高い。
- ・住民自身が本気で熱狂し、コミュニティを強固に結びつける「お祭り・伝統文化の熱量」がある。



グラフィックレコーディング

公立大学法人秋田県立大学の令和7年度決算による積立金等の使途計画について

高等教育振興課

1 令和7年度決算後の積立金等の状況

(千円)

区 分	R6決算 までの 積立額 ①	R7 取崩額 ②	差引 ③=①-②	R7決算 による 積立額 ④	計 ③+④
積 立 金	-	-	-	-	-
目的積立金	139,461	59,879	79,582	126,385	205,967
繰越積立金	2,912,539	64,041	2,848,498	-	2,848,498
合 計	3,052,000	123,920	2,928,080	126,385	3,054,465

※1 金額は、千円未満の端数を四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しない。

※2 繰越積立金…第3期中期目標期間(H30～R5)から第4期中期目標期間(R6～11)に繰り越した積立金。

※3 R7決算までの積立額のうち繰越積立金2,247,094千円は地方独立行政法人会計基準等の改正によるものである。

○ 積立金

各事業年度に生じた利益（剰余金）のうち、目的積立金を除いた金額については、損益計算において損失を生じた場合の損失補填に充てるための財源とする。（地方独立行政法人法第40条第1項）

○ 目的積立金

各事業年度に生じた利益（剰余金）のうち、経営努力により生じた利益として知事が承認した金額については、次年度以降、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることができる。（地方独立行政法人法第40条第3項）

○ 繰越積立金

6年間の中期目標期間終了後、各事業年度ごとに生じた目的積立金の残余のうち、知事が承認した金額については、次の中期目標期間における業務の財源に充てることができる。（地方独立行政法人法第40条第4項）

2 目的積立金の使途計画（案）

法人から提出された積立額（205,967千円）に係る使途計画（案）は、次のとおりである。

(千円)				
区 分		R 8	R 9	計
1	【秋田】共通施設棟設備更新（映像設備修繕）	5,071		5,071
2	【秋田】学部棟設備更新（GHP修繕）	7,370		7,370
3	【秋田】大学院棟設備更新（排ガス処理装置）	5,566		5,566
4	【秋田】その他設備更新（自動運転式草刈機）	4,200		4,200
5	【本荘】共通施設棟設備更新（照明LED化等）	2,167		2,167
6	【本荘】メディア棟設備更新（カフェテリア避難口等）	8,523		8,523
7	【本荘】共通施設棟設備更新（高圧受電盤機器）		1,664	1,664
8	【本荘】特別実験棟設備更新（高圧受電盤機器）		1,664	1,664
9	【本荘】その他設備更新（公用車）		5,000	5,000
10	【大潟】圃場設備更新（暗渠排水等）	19,063		19,063
11	【大潟】圃場設備更新（園芸実習温室等蛍光灯）		9,000	9,000
12	【大潟】その他設備更新（公用車）		17,780	17,780
13	【能代】その他設備更新（北側屋外フード等）	2,706		2,706
14	【能代】研究棟設備更新（高天井照明）		1,049	1,049
15	【能代】その他設備更新（公用車）		5,000	5,000
16	災害時等対応準備金		50,000	50,000
合 計		54,666	91,157	145,823

※ 目的積立金 205,967千円から、上記計画額及び昨年度報告済みの令和8年度計画額26,212千円を差し引いた33,932千円については、施設設備の改修等に充てる予定であり、使途計画は次年度以降に提示する。

3 繰越積立金の使途計画（案）

法人から提出された積立額のうち取り崩し可能な601,404千円に係る使途計画（案）は、次のとおりである。

(千円)			
区 分		R 8	R 9
1	キャップストーン・プログラム実施経費	3,000	13,000
2	国際化事業推進経費	16,581	30,000
3	情報基盤整備経費		60,000
4	入試改革推進経費		10,998
5	大学院研究基盤支援経費		6,000
6	戦略的大型研究プロジェクト		15,000
合 計		19,581	134,998

※ 取り崩し可能な繰越積立金 601,404千円から、上記計画及び昨年度報告済みの令和8年度計画額111,998千円を差し引いた 334,827千円については、施設設備の改修等に充てる予定であり、使途計画は次年度以降に提示する。

4 令和7年度に作成した目的積立金の使途計画に対する実績

(千円)		
区 分		計画額
1	【秋田】共通施設棟、図書・メディア棟設備更新（トイレ改修）	11,379
2	【秋田】その他設備更新（樹木剪定等）	7,000
3	【本荘】共通施設棟設備更新（屋根・計器類修繕等）	7,162
4	【本荘】その他設備更新（制御装置・蓄電池修繕等）	7,204
5	【大潟】本館設備更新（管理システム修繕）	2,684
6	【大潟】学生寮設備更新（厨房機器）	1,180
7	【AIC】圃場設備更新（水路改修・照明・躯体整備）	19,459
8	【能代】研究棟設備更新（空調・計器類修繕）	5,951
9	【能代】その他設備更新（防火設備・給水装置修繕）	3,916
合 計		65,935

5 令和7年度に作成した繰越積立金の使途計画に対する実績

(千円)		
区 分		計画額
1	【秋田】学部棟設備更新（空調）	7,000
2	【秋田】共通施設棟設備更新（空調）	3,000
3	【能代】研究棟設備更新（屋上漏水）	4,500
4	キャップストーン・プロジェクト実施経費	10,000
5	国際化事業推進経費	10,000
6	情報基盤整備経費	70,000
7	入試改革推進経費	4,000
8	大学院研究基盤支援経費	6,000
9	戦略的大型研究プロジェクト（仮称）	15,000
10	災害時等対応準備金	50,000
合 計		179,500

※ 災害時等対応準備金は、災害の応急対策等に充てるための財源として設定。R7年度の支出なし。

公立大学法人国際教養大学の令和7年度決算による積立金等の使途計画について

高等教育振興課

1 令和7年度決算後の積立金等の状況

(千円)

区 分	R6決算 までの 積立額 ①	R7 取崩額 ②	差引 ③=①-②	R7決算 による 積立額 ④	計 ③+④
積 立 金	303,248		303,248	9,941	313,189
目的積立金	331,664	68,086	263,578	38,377	301,955
繰越積立金	37,643	36,334	1,309	-	1,309
合 計	672,555	104,420	568,135	48,318	616,453

※1 金額は、千円未満の端数を四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しない。

※2 繰越積立金…第3期中期目標期間(H28～R3)から第4期中期目標期間(R4～9)に繰り越した積立金。

※3 R7決算までの積立額のうち積立金313,189千円は地方独立行政法人会計基準等の改正によるものである。

○ 積立金

各事業年度に生じた利益（剰余金）のうち、目的積立金を除いた金額については、損益計算において損失を生じた場合の損失補填に充てるための財源とする。（地方独立行政法人法第40条第1項）

○ 目的積立金

各事業年度に生じた利益（剰余金）のうち、経営努力により生じた利益として知事が承認した金額については、次年度以降、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることができる。（地方独立行政法人法第40条第3項）

○ 繰越積立金

6年間の中期目標期間終了後、各事業年度ごとに生じた目的積立金の残余のうち、知事が承認した金額については、次の中期目標期間における業務の財源に充てることができる。（地方独立行政法人法第40条第4項）

2 目的積立金の使途計画（案）

法人から提出された積立額（301,955千円）に係る使途計画（案）は、次のとおりである。

(千円)

区 分		R 8	R 9	計	覚書第2条との対応
1	防災備品更新（AED更新等）	870	-	870	3-(1)
2	講義棟等備品更新（事務機器更新）	-	610	610	3-(1)
3	講義棟等設備改修（図書館設備等）	25,248	5,600	30,848	3-(1)
4	カフェテリア施設改修（厨房機器更新）	2,400	-	2,400	3-(1)
5	広場・通路等屋外設備改修（構内剪定）	2,000	-	2,000	3-(1)
6	サーバ・システム更新等（ICカード入退館管理サーバ更新等）	42,095	19,162	61,257	3-(1)
7	ネットワーク機器更新（教職員PC更新等）	5,010	767	5,777	3-(1)
8	学生宿舍等設備改修（家具等更新）	10,030	1,200	11,230	3-(1)
9	財政調整積立金	136,420	50,000	186,420	2
合 計		224,073	77,339	301,412	

※ 目的積立金 301,955千円から、上記計画額を差し引いた543千円については、施設設備の改修等に充てる予定であり、使途計画は次年度以降に提示する。

3 繰越積立金の使途計画（案）

法人から提出された積立額（1,309千円）に係る使途計画（案）は、次のとおりである。

(千円)

区 分		R 8	R 9	計
1	講義棟等設備改修（冷暖房）	1,309	-	1,309
合 計		1,309	-	1,309

4 令和7年度に作成した目的積立金の使途計画に対する実績

(千円)

区 分		計画額	実績額
1	講義棟外壁改修（外壁塗装工事）	1,800	1,375
2	講義棟等備品更新（電波時計、掲示板）	2,030	1,994
3	講義棟等設備改修（冷温水ポンプ、消防設備等）	18,220	10,868
4	カフェテリア施設改修（ロビー改修等）	2,800	2,800
5	広場・通路等屋外設備改修（ベンチ修繕）	1,900	1,892
6	サーバ・システム更新（IDカード印刷システム、図書館人数カウントシステム）	30,494	25,680
7	ネットワーク機器更新（教職員用PC、Wi-Fi機器等）	19,900	3,944
8	学生宿舍等設備改修（給水加圧ポンプ、家具購入等）	22,090	19,533
9	財政調整積立金	120,000	0
合 計		219,234	68,086

※ 財政調整積立金は、財政の健全な運営や災害の応急対策等に充てるための財源として設定。R7年度の支出なし。

5 令和7年度に作成した繰越積立金の使途計画に対する実績

(千円)

区 分		計画額	実績額
1	防災備品更新（AED）	950	946
2	講義棟等設備改修（エレベーター設備等）	1,600	1,596
3	学生会館設備改修（冷温水発生機修繕）	2,800	2,739
4	カフェテリア施設改修（厨房機器）	3,200	3,146
5	広場・通路等屋外設備改修（伐採）	2,000	1,980
6	サーバ・システム更新（職員勤怠管理等システム、図書閲覧システム等）	21,233	21,228
7	学生宿舍等設備改修	4,860	4,699
合 計		36,643	36,334

剰余金の使途の取扱いに関する覚書（抜粋）

平成24年3月1日 覚書締結

（趣旨）

第1条 地方独立行政法人法第40条第3項の規定による目的積立金は、地方独立行政法人の経営上のインセンティブを働かせる趣旨から、地方独立行政法人の自主的判断により、中期計画に定める使途に充てるものとされている。

しかしながら、公立大学法人（以下「法人」という。）の中期計画においては、「教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善を図るための経費」に充てるとされているものの、具体的にどういう経費に剰余金を充てることができるのか、明らかとはいえない。このため、剰余金を充てることができる経費を明らかにすること等により、法人の経営全般について説明責任を果たしていく。

（中期計画に定める剰余金の使途の取扱い）

第2条 中期計画に定める「教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善を図るための経費」については、それぞれ次のとおりとする。

1 教育研究の質の向上に要する経費

- (1) 臨時的に実施される国際的なシンポジウムの開催や年度を超える特別な教育研究プロジェクトの実施等の教育研究の質の向上に係る事業で、運営費交付金で措置されていないものの実施に要する経費
- (2) 教育研究機能の整備等の教育研究の質の向上に係る事業で、県から政策的に財政支援を受けるものについて、県の支援額の縮減に充てる経費

2 組織運営の改善に要する経費

- (1) 翌年度以降における財政の健全な運営に資するために積み立てる経費
- (2) 災害の応急対策その他特別の事案に対応するための経費

3 施設設備の改善に要する経費

- (1) 公立大学法人運営費交付金の算定ルール（以下「算定ルール」という。）において法人が実施することとされている設備・機器の更新及び建物の修繕に要する経費
- (2) 中期計画に定める施設設備等の整備その他算定ルールにおいて法人が県の補助金によって実施することとされている事業で、緊急の必要性が生じたものの実施に要する経費

（使途計画の取扱い）

第3条 法人は、6月末の決算確定時に、目的積立金の使途計画を策定し、県に提出するものとする。

県は、提出を受けた使途計画について、議会の意見を踏まえて法人と内容を協議し、法人は、適切に対応するものとする。